

第2号議案 平成29年度事業計画並びに収支予算案承認の件

1. 情勢並びに業務の方針

(1) 一般情勢

わが国の経済は引き続き緩和的な金融環境や大型経済対策による財政支出などを背景に緩やかな拡大に転じていくものとみられる。政府はデフレ脱却目標の2%の物価上昇の実現時期を先送りしたが、日銀の報告によると、企業の設備投資は成長の高まりや、オリンピック関連需要の本格化などを受けて緩やかな増加基調をたどるとみられる。少子高齢化に加え雇用環境の改善から人手不足が課題に挙げられている。その一方で、大企業中心に内部留保の積み増しに資金が向かい、中小企業や雇用者までの好循環となっていない。個人消費は依然として本格的な回復に至っておらず課題は先送りされている。

国外では、米国の景気回復、先進国の着実な成長に加えて新興国経済の底入れ等があり、わが国企業も収益の拡大や輸出の増加の恩恵を受けている。しかし、世界経済の見通しは不透明感を増しており、わが国の経済・物価の上振れ・下振れ要因になるものとみられている。具体的には米国でトランプ新大統領の就任による利上げ等の金融政策・経済対策の動向が国際金融市場に及ぼす影響、中国をはじめとする新興国や資源輸出国の経済動向、英国のEU離脱問題によるEU経済への影響などの変動要因が挙げられる。また、北朝鮮を巡る国際情勢も緊迫感を増しており、その推移いかんでは様々な影響が生じる可能性もある。

(2) 酪農情勢

平成29年度の全国の生乳生産量は、Jミルクの需給見通し(平成29年5月25日)によると、724万2千トﾝで1.4%減少する見通し。北海道は2～4歳の乳牛頭数が回復してくることから0.1%減とほぼ前年並みの見込みだが、都府県は334万トﾝで2.9%減と年間を通して頭数の減少が続いて減少幅が拡大するなど、生産基盤の弱体化に歯止めがかからない。

農水省は平成29年1月27日に平成29年度のカレントアクセス(CA)を含む平成

29年度通年の乳製品の輸入数量をバター、脱脂粉乳それぞれ1万3000ト(脱粉は5月25日に3万4千トに拡大)とすることを発表した。この輸入数量は、CA対応(国際約束数量は生乳換算で年間13万7000ト)を大きく上回り、乳製品の輸入に依存せざるを得ない現状と課題を浮き彫りにしている。ただし、需要面では牛乳の消費に下げ止まり感が出て来たことや、また、はっ酵乳は引き続き安定した需要が見込まれているなどの明るさの兆しも一部ある。

こうした中で畜安法に位置づけされた加工原料乳の補給金制度の液状乳製品の対象化や補給金単価の一本化、10円56銭に決定した補給金単価を背景に、北海道の生乳生産や不足気味のバター等の乳製品の生産動向等が都府県酪農への影響も含めて注目される。

(3)業務の方針

新酪農会館建設に向けて、引き続き各事業内容の見直し、より一層の合理化・効率化を進めるものとする。また、全酪連との事業協力についても事務局同士で具体的な検討を始めたい。農政は、国内外ともに課題が山積しているが、特に家族酪農経営をめぐる情勢を見ると、平成29年度から導入される加工原料乳の補給金単価の一本化の影響の把握、現在、検討中の酪農制度改革への要望、今後、導入される農業経営収入保険事業の内容の把握等に務めながら、引き続き経営所得安定対策(セーフティネット)についても、その趣旨を訴えて酪政連等の関係団体とともに実現を目指していきたい。酪農家戸数・飼養頭数の減少に歯止めがかからない厳しい酪農情勢が続く中で、酪農生産者の利益を代表し、将来にわたり我が国酪農が全国各地で持続し発展できるよう、役職員一丸となり全力を挙げて努力していきたい。

2. 総会・役員会・監査会・基本対策委員会等の開催

(1)年度総会(6月28日)(法人)

(2)役員会(4月14日、5月18日、6月9日、6月28日及び、平成30年3月に開催予定)
(法人)

- (3) 監査会(6月9日、11月下旬予定) (法人)
- (4) 酪農基本対策委員会(11月下旬以降予定)(継4・指導農政)
- (5) 事業推進委員会(年1回予定、他随時開催)(継4・指導農政)
- (6) 三役会(随時開催) (法人)
- (7) 酪農ネットワーク委員会(全国2カ所、4月14日、7月6日)(継4・指導農政)
- (8) その他各種委員会 (随時)

3. 農政活動(継4・指導農政)

(1) 農政活動の方針と重点項目

酪農家戸数・飼養頭数の減少に歯止めがかからない中で、乳牛への黒毛和種の種付率の高止まりや、乳牛个体価格の高騰により後継牛確保の困難さが増している。このため、生乳生産基盤強化対策が引き続き大きな課題である。また、酪農制度改革の内容やその影響等をしっかりと把握し、現状の課題を再整理することが必要である。事業の柱である農政活動では引き続き、酪政連を中心に全酪連・日本ホルスタイン登録協会の友好団体と連携をとり、これまで政策提言などを通じて家族経営酪農の持続的発展を訴えてきたが、引き続き農水省に創設を要請してきた酪農家の所得を補償する経営所得安定対策(セーフティネット)について、その趣旨を訴えて酪政連等の関係団体とともに実現を目指していきたい。

[農政活動の重点項目]

- 1) TPP協定離脱後の米国の動向や日EU経済連携交渉などの国際問題への対応。国内においては、政府・国会に対して関係団体と連携しながら、畜安法並びにその省令に対する要請、畜産・経営安定対策予算の確保や畜産クラスター、新規予算の労働負担軽減対策である酪農経営体生産性向上緊急対策事業の拡充・強化と予算の継続など平成30年度の酪農予算獲得、平成30年度畜産物価格・政策要請等に取り組む。
- 2) 生産基盤対策、後継牛確保対策、経営安定対策について、弊会がこれまで継続して要請運動をしてきたセーフティネット(所得補償)と農地に対する直接支払い対

策を踏まえ、検討が一時中断しているJA全中等の検討会における議論を進める。

- 3) 特に政府が今国会へ法案を提出する農業経営収入保険事業では、畜産においては酪農だけが加入の対象となるものの、課題も多くあることから、その内容を事前に把握し、制度の改善について酪政連等を通じて政府・国会に要請していきたい。

[農政活動の具体的な項目]

- ①指定生乳生産者団体の実体の堅持と機能の強化
- ②酪農経営安定対策(セーフティネット)の創設
- ③乳用後継牛確保のための対策
- ④自給飼料増産のための制度の拡充、又は創設
- ⑤加工原料乳生産者補給金、関連対策の要求実現
- ⑥生産者乳価の要求実現

- (2)内外の酪農情勢を踏まえて、本会役員等を中心に当面する酪農問題を検討する「酪農基本対策委員会」を年度内に1回開催し農政活動等に反映させる。(継4・指導農政)

4. 指導事業

- (1)酪農講演会の開催(継3・講演研修)

本年は「酪農制度改革への対応」をテーマに全国2ブロックにおいて、農水省畜産部の協力を得て、酪農情勢の講演を実施する。開催予定は下記のとおり。

- 西日本・東日本地区合同 4月14日(東京都千代田区)
- 北海道地区 7月6日(北海道札幌市)

- (2)酪農ネットワーク委員会の開催(継4・指導農政)

全国のおよそ130名余りの委嘱した委員を、酪農講演会の開催時に合わせて出席いただき、本会事業への理解と支援をお願いするとともに、委員相互の情報交換の場を提供することを目的に開催する。また、委員には農水省の発表する各種資料を印刷して随時配布する。

(3) 会員相互の協調と組織の強化に関する活動(継4・指導農政)

会員団体の支援並びに会員及び組織の要請による各種講演会の企画等、きめ細かな対応により組織強化と協調を図る。

(4) 事業推進委員会において協議し、役員会において承認された事業について、当年度の主要な指導事業として実施する。(継4・指導農政)

①「酪農未来塾」の開催(継4・指導農政)

平成25年度以降、これまで5回開催されてきたことから、これまでの開催内容を総括し、その点も踏まえて第6回を開催する。1泊2日で神奈川県三浦市で開催を予定。

②酪農研究会専門部会・ワーキングチームの活動(継4・指導農政)

「政策提言」の実現に向けて、酪農・農業団体の行う検討会等に積極的に参画し、本会の政策実現を目指すとともに、必要に応じて酪農研究会ワーキングチーム(WT)との連携を取りながら随時、情報交換やWTを開催していく。

(5) その他の指導事業

①未加入専門組織の会員加入推進を図る(法人)

②酪農後継者育成事業による青年後継者の助成による派遣(継1・視察研修)

③北海道協同組合通信社との共催による第38回オールニッポン・ホルスタインコンテストの実施(継4・指導農政)

5. 情報提供事業(継2・情報提供)

(1) 酪農制度改革や国際交渉等、国内外の情勢変化に対応しながら全酪新報の紙面充実と拡売、広告の拡大による情報提供事業の強化を図る。

(2) TPP離脱後の米国の動向や交渉が継続されている日EU経済連携協定(EPA)などの農業・畜産に関連する国際交渉等を巡る情勢について、引き続き政府・与党の動き、関連した農業・畜産団体等の運動等を逐次報じる。

(3) 政府の酪農・畜産関係の予算の内容について、平成30年度予算要求並びに決定等の予算関連の報道を重視していく。

- (4) 酪農家戸数や飼養頭数の減少により生乳生産の減少に歯止めがかからない中、生産基盤強化に向けた生産者・団体の動きや最新の生乳需給の状況と今後の見通し、生産者乳価の交渉等について報じる。
- (5) 全国各地で創意工夫している酪農家の経営実態や酪農経営改善など生産現場に密着した記事の充実などにより紙面の充実を図る。また、会員や酪農共済取り扱い組合等との協力を得て、見本紙配布を行いながら部数増加を図る(このほか酪農ネットワーク委員、酪農共済推進担当者との連携を密にした新聞購読を推進する)
- (6) 全酪連、日本ホルスタイン登録協会など友好団体や酪農団体、資材メーカーとの連携による特集号、特集ページの製作など、紙面の充実と広告収入の拡大による収支の改善を図る。
- (7) カラーページ広告の拡大、異業種などの広範な広告収入の確保などにより、収支の改善につなげる。ホームページとの相乗効果も踏まえながら、さらに新規広告の開拓に努める。
- (8) ホームページによる情報提供事業の充実、動画のより効果的な活用方法の検討、酪政連活動の情報発信の強化や酪農生産者以外にも酪農乳業関係者や消費者などに向けて幅広く情報発信していく。
- (9) 全酪新報付録「写真ニュース」の定期的(7月・12月の年間2回)な発行
- (10) 酪農情勢メモ、酪農関係統計資料の配布やEU、米国、オセアニアなどの海外情報の入手とその迅速な提供を全酪新報並びにホームページ等を通じて行う。

6. 視察研修事業

(1) 視察研修旅行の実施

第51回を迎える「ヨーロッパ酪農視察研修」と「第25回米国・カナダ酪農視察研修」を中心に実施する。その他、酪農共済加入者優待旅行はマレーシアの「コタキナバル5日間の旅」を格安で実施する。

① 第51回ヨーロッパ酪農視察研修の実施(継1・視察研修)

平成29年9月4日出発、9日間の日程で実施する。本年はドイツのベルリンにおける視察研修が特徴の一つ。本年の主な視察研修では、オランダとベルギー（フランダース地方）の3万戸の農家を中核とする牛の改良協同組合組織（CRV）を訪ねて、同国並びに欧州の酪農乳業事情について研修する。また、オランダでは、このほかゴータチーズを生産する近郊酪農家を視察する。

その後、ドイツのベルリンでは、生産から販売まで行っている乳肉経営の酪農家、バイオガスプラントを所有する酪農家などを視察。スイスでは山岳酪農家を視察する。その他、スイスでは、ユングフラウヨッホ登山を予定し、パリでは朝市を視察する予定となっている。（研修参加費56万5000円）

②第25回米国・カナダ酪農視察研修（継1・視察研修）

平成29年11月8日出発7日間の日程で実施する。本年もカナダ・トロントで開催される「ロイヤル・ウィンターフェア2017」を視察する。その他カナダ・オンタリオ州の大型酪農家とサンフランシスコの米国最大のチーズ工場の視察、全酪連サンフランシスコ事務所所長による米国酪農・飼料情勢の講演も予定している。（研修参加費40万8000円）

(2)酪農共済加入者優待旅行の実施（他1・一般旅行）

酪農共済加入者優待旅行は酪農共済50周年を記念してありがとうキャンペーンを展開する。平成30年1月25日出発予定でマレーシア・ボルネオ島「コタキナバル5日間」の旅を格安料金で実施する。（旅行参加費9万9800円）

(3)酪農後継者育成事業による助成派遣（継1・視察研修）

第51回ヨーロッパ酪農視察団に青年後継者を会員団体推薦により助成し派遣する。また、全酪連と全国酪農青年女性会議が共催している全国酪農青年女性発表大会の入賞者を第25回米国・カナダ酪農視察団に本会及び全酪連の共同助成により例年通り派遣する。

(4)平成30年度実施予定の酪農視察研修旅行のポスターを製作、関係先に配布して参加者の積極的な掘り起こしを行う。（他2・出版斡旋）

7. 酪農共済事業(他3・酪農共済)

[方針]

わが国の酪農情勢は依然として多くの課題に直面しており、引き続き酪農家戸数の減少に伴う酪農共済制度の加入者の減少をいかにして食い止めていくかがこれまで以上に求められている。本会としても、引き続きより一層の酪農共済制度の推進を図り、農政活動、指導事業を支える財政基盤を確保し、酪農生産者の負託に少しでも応える運動展開のため、最大限の努力をしていく。

本年度は、取扱い団体推進担当各位から「新たな共済制度」、特に「がんに対する補償」という強い要望があり、平成28年3月に発足させた「酪農がん共済」の推進2年目となる。

また、バルククーラー保険については、事故0回の場合の掛金の引き下げと、事故件数に応じた掛金が昨年同様適用されることになる。

取扱い団体各位におかれては、常日頃、酪農共済制度の推進にご支援・ご注力を賜り、厚くお礼を申し上げますとともに、平成29年度(共済第50期)においても、取扱い団体各位の一層のご支援を賜り、常に加入者への還元を忘れることなく、安定した推進を継続して参りたい。

[計画]

- (1)「酪農共済」については、加入者拡大を最大の目標として「新規加入者の増加」のため、重点推進を図る。
- (2)「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農傷害共済」の加入推進を強力に進める。
- (3)「酪農がん共済」については今年度の重点事業として、最大限の推進を図る。
- (4)全酪新報の紙面を使い、酪農共済制度特集号を発行し、普及並びに解約防止のため、PR活動を展開する。
- (5)上記目的達成のため、引き続き「酪農共済新規加入拡大推進年」とし、各種奨励措置を実施する。
- (6)「酪農業賠償責任補償制度」及び「バルククーラー保険」は酪農共済取扱い団体を中心に加入推進に努める。

①「酪農業賠償責任補償制度」では、特別割増対象となる取扱い団体に対し、免責・縮小てん補の取り扱いにより、掛金の変動を緩和し、制度の安定運用を図る。

②「バルククーラー保険」では、事故件数に応じた掛金の割引割増を昨年同様適用する。

(7)「共済制度推進会議」の開催について、今年度は西日本・東日本合同および北海道地区の2回に分けて開催する。この席上で推進功労者と推進優良団体の表彰を行う。

(8)北海道及び九州駐在による迅速な対応と一層の効率的な推進を行う。同時に酪農共済取扱い団体の新規開拓に努める。

(9)酪農共済50周年ありがとうキャンペーンの実施

キャンペーン期間中(平成28年11月1日～平成29年10月1日)に、「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農傷害共済」、「酪農がん共済」に加入された方の中から抽選で5組10名を、平成30年1月実施予定の酪農共済加入者優待旅行へ招待する。

[制度の活性化計画]

(1)「酪農がん共済」の補償内容、組合事務取扱の周知を図る。

(2)「酪農業賠償責任補償制度」、「バルククーラー保険」の補償内容の周知を図る。

[酪農共済の加入推進等に対する特別措置、特別奨励]

(1)平成29年1月1日から12月1日までの「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農傷害共済」、「酪農がん共済」の加入実績に応じ、平成30年1月実施予定の酪農共済加入者優待旅行へ招待または優待などの特別措置を実施する。

(2)保有奨励

「酪農共済」の年度末保有口数が昨年度末の保有口数を維持した取扱い団体に対し交付する。

(3)高率加入奨励

保有維持奨励の対象とはならないが「酪農共済」の加入が高率な取扱い団体に

対し交付する。

(4)「酪農共済」(人数あたり)、「酪農がん共済」(口数あたり)の新規加入に対する奨励金を取扱い団体に交付する。

(5)「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農傷害共済」

「酪農がん共済」の新規または増口加入された方に対し記念品を贈呈する。

8. 酪農会館建替え事業(法人)

新酪農会館の建設は、平成29年3月末日を目途に進められていた解体工事に続いて4月からは地下部分の事前先行工事が開始される見込み。その間も本会と安宅設計並びにフジタにおける建設コスト削減のための協議を継続する。その終了を受けて5月18日開催の建設委員会並びに理事会において新酪農会館の新築工事に関わる工事費、資金計画等を協議し承認していただく予定。新築工事は5月末から開始される予定となっている。

新酪農会館は平成30年12月末日竣工予定であり、平成29年度の酪農会館賃貸事業は、年度を通じて休止となる。

9. 出版及び文化財の頒布斡旋(他2・出版斡旋)

(1)「牛群検定クイックチェック～早わかり～」と、文庫版の「ウシのきもち、ヒトのきもち～乳牛獣医師の四方山ばなし～」の頒布

(2)平成30年用酪農カレンダーの製作頒布

(3)平成30年用酪農手帳の製作頒布

(4)平成29年度酪農関係(制度資金・補助事業・リース事業)金融総合手引書の刊行頒布

(5)絵で見る酪農技術書「続牛飼いの眼」の頒布

(6)青色申告のできる「酪農簡易簿記」の頒布

(7)本会が昭和40年に発刊した「新乳価制度国会問答集」について、(株)酪農乳業速報による復刻版の頒布に協力する

10. 地方にて開催の畜産共進会等については、会員を中心として申請に基づき賞状並びに記念品を授与する。(継4・指導農政)

11. 事務の合理化の強化等

酪農共済、火災共済、財務会計及び新報購読者管理等については、その都度システムの更新を図るなど、コンピュータによる迅速化・正確化に努める。特に本年度は「酪農がん共済」の加入者のコンピュータシステム化を構築する。